

# 令和6年度第1回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和6年4月10日(水)			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	9時00分	閉会時間	11時30分	
出席委員	番 号	氏 名	番 号	氏 名
	1 番	足 立 福 子	6 番	塩 見 真 由 美
	2 番	天 崎 直 幸	7 番	足 立 進 也
	3 番	木 山 篤 志	8 番	糸 田 川 啓
	4 番	嶋 川 克 寿	9 番	福 田 英 夫
	5 番	大 塚 清 子	10番	梅 林 操
出席推進委員	山 上	坪 倉 幹 也	多 里	新 田 和 之
	山 上	妹 尾 重 寿	石 見	丸 山 栄 人
	阿 毘 縁	岸 幸 利	石 見	難 波 豊 治
	大 宮	藤 原 恵 司	福 栄	山 本 昌 樹
欠席した委員	日野上	倉 光 伸 也		
議事録署名委員	4 番	嶋 川 克 寿	5 番	大 塚 清 子
出席した職員	事務局長	高 橋 裕 次	主 事	田 淵 九 大

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報 告 事 項	
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第2号	令和5年度における農地の権利移動等の状況について
報告第3号	議案の訂正について(別紙)
5. 議 事	
議案第1号	農地法第2条第1項の規定による申請の決定について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について
6. 協 議 事 項	
協議第1号	令和6年度最適化活動の目標の設定等について(別紙)
7. そ の 他	

8. 閉 会		
開 会	高橋事務局長	<p>おはようございます。定刻より若干早いですが出席委員の皆様お揃いになりましたので、令和6年度第1回日南町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本会議におきまして、倉光農地利用最適化推進委員より欠席届の提出がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>事務局の体制につきまして、日南町職員の人事異動に伴い、山田祐志主事から田淵九大主事に変わりました。また、私、高橋と北垣職員は留任となっております。令和6年度はこのメンバーで事務局を務めてまいりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>少しお時間をいただいて、田淵主事より自己紹介をいたします。</p> <p>(田淵主事 挨拶)</p> <p>それでは、開会にあたり梅林会長より挨拶を頂戴いたします。よろしく願いいたします。</p>
挨 拶	議 長	<p>皆さんおはようございます。ただいま紹介がありましたとおり、新たに田淵主事が農業委員会職員として加わっていただきました。行政職は私たち農業委員も含め、地域のために暮らしやすい社会づくりが一番の使命であり、住民サービスに貢献することが仕事であります。これまでのように仕事の滞りの無きように気を付けて業務に励みたいと思いますので、一層の協力をお願いいたします。</p> <p>新年度となり、いよいよ本年度は地域計画策定の年であります。地域の集会を持ちながら農業委員、推進委員が協力して地域計画を策定していきたいと考えます。</p> <p>3月22日鳥取県農業会議の総会へ出席してきました。内容は本年度の会費の決定と納入を決定いたしました。市町村会費として3,050,000円で19市町村が農家戸数・農地面積に応じて各市町村から拠出されるものです。</p> <p>次に農業団体会費が2,950,000円でこれはJAグループ4団体・農業関連団体3団体の7団体で負担するものと決定し、総事業予算は国と県の補助金、各団体の委託金等で45,600,000円となりました。</p> <p>続いて農業会議の本年度事業計画が審議され、今年度は北栄町、境港市の農業委員が改選されます。その特別研修や農業委員会長、事務局長研修が8月、2月に実施されます。</p> <p>また、女性農業委員研修会が11月上旬、農業委員特別研修大会が12月中旬、農業委員会事務局職員研修が年間を通じて予定しており、法令、農地業務の課題研修が行われます。</p> <p>最後に、全国農業委員会会長大会が5月29日、30日。全国農業委員会会長代表者集会が11月28日、29日に東京文京シビックホールで開催されます。本年度は私が西部会長協議会の副会長の予定ですので、高橋局長と参</p>

		<p>加いたします。</p> <p>以上を申し上げ、令和6年度 第1回日南町農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。</p>
議事録署名 委員選任	議 長	<p>日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、4番 嶋川農業委員、5番 大塚農業委員を指名した。</p>
報告第1号	議 長	<p>続いて報告事項に移ります。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お願いします。</p>
	高橋事務局長	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について本日は2件の届出が出ております。 (資料 1頁について説明)</p>
	議 長	<p>報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。</p>
報告第2号	議 長	<p>報告第2号 令和5年度における農地の権利移動等の状況について事務局お願いします。</p>
	高橋事務局長	<p>報告第2号 令和5年度における農地の権利移動等の状況について (資料 3頁について説明) 補足 5番、6番については法律の改正が行われ、前年度と大幅に数字が変わっております。相対契約については経過措置で2年間の猶予期間がありますが、その後の利用権設定については中間管理事業の契約に切り替えるようになります。</p>
	議 長	<p>報告第2号についてご質問、ご意見がございますか。 (丸山農地利用最適化推進委員挙手) 丸山農地利用最適化推進委員。</p>
	丸山推進委員	<p>1番と2番について確認と質問です。1番 非農地証明願の申請の件数なのか処理件数なのかわからない。 次に、2番 農地法第3条の許可となっているが、申請件数なのか処理件数なのかわからない。自分は申請件数という受け止め方をしています。また、3条に相続が入っているのはなぜか。3条の条文と相続は関係ないと思っております。 併せて、先月3月総会后、議会で近藤議員が農業委員会について質問をするという情報を得ましたので、チャンネル日南の放送を見ました。見ておられる方もおられるかもしれませんが、事務処理の件について質問がありました。事務局は5年度の数字を把握していないということで令和4年の数字を答弁しておられました。印象が悪く感じました。農業委員会はきちんと業務をしているのかと思われても仕方ない答弁があったように感じました。 以前からお話していますが、事務局のパソコン処理がきちんとされていないのではないかと思います。</p>
	高橋事務局長	<p>丸山推進委員のご質問ですが、この件数は農業委員会で事務処理を行った件数です。申請、許可と表記がありますが、非農地証明についてはすでに</p>

		<p>農業委員会の農地台帳から除外されている農地につきましても非農地証明願で申請していただき、証明書を発行しております。従いまして、申請という表記をさせていただいております。その他については農業委員会総会での皆様にご審議いただき、承認をいただいた内容の件数となります。</p> <p>また、未処理の案件についてですが、3月議会定例会の経済福祉常任委員会の場において説明をさせていただきましたが、その当時、令和5年度の具体的な件数が十分に把握できておりませんでした。事務処理の遅延、未処理の案件もあり、正確な数字を把握できるまでお伝えすることはよくないという判断の中で、前年度の実績を説明させていただきました。</p> <p>処理件数については今回報告の件数ですが、未処理の件数については十分に把握できていない部分もあります。概ね把握できておりますが、改めて委員の皆様にご相談させていただく案件もあるかと思っております。今後、届出、申請があった案件につきまして、委員の皆様と情報共有しながら進めていきたいと思っております。</p> <p>前回総会でも事務処理の仕方について指摘を受けておりますが、職員との情報共有ができる事務の進め方を調整しているところです。具体的には相談、届出、申請等があった場合には紙ベースで情報共有できるように進め、対象の農業委員、推進委員の皆様にも情報共有させていただく流れを作って把握できる記録簿を作りたいと考えております。ご理解をお願いいたします。</p>
	議 長	報告第2号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
報告第3号	議 長	報告第3号 事務局より追加で議案の訂正について別紙資料がありますのでお願いします。
	高橋事務局長	報告第3号 議案の訂正について (資料 別紙について説明)
	議 長	報告第3号についてご質問、ご意見がございますか。報告3号については農地法3条の案件となりますので、承認をいただきたいと思っております。次に移ります。
議案第1号	議 長	続いて議事に移ります。議案第1号 農地法第2条第1項の規定による申請の決定について事務局お願いします。
	主 事	議案第1号 農地法第2条第1項の規定による申請の決定について 本日は2件の非農地申請がありました。申請番号1、農地の所有者が△△の〇〇〇さん、申請番号2、農地の所有者が△△市の〇〇〇さんです。 (資料5頁から15頁について説明)
	議 長	議案第1号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。申請番号順に採決を取ります。申請番号1について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、申請番号1は承認された。
	議 長	申請番号2について賛成の方の挙手を求めます。

		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、申請番号 2 は承認された。
議案第 2 号	議 長	議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局お願いします。 (丸山農地利用最適化推進委員挙手) 丸山農地利用最適化推進委員。
	丸山推進委員	議案第 2 号について一括説明ではなく、申請番号 4 について先に質問をさせていただいてから説明をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
	議 長	議案第 2 号の説明について丸山推進委員から申し出がありましたので、申請番号 1 番から 3 番まで先に説明し、4 番については丸山推進委員から質問後に説明をお願いします。
	主 事	議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 本日は 4 件の所有権移転の申請がありました。初めに申請番号 1 から 3 番まで説明をいたします。 (資料 17 頁から説明) 申請番号 1、△△の〇〇〇さんから△△市の〇〇〇さんへの所有権移転です。兄弟間の売買による所有権移転の相談案件です。 申請番号 2、△△の〇〇〇さんから△△の〇〇〇さんへの所有権移転です。 申請番号 3、△△の〇〇〇さんから△△の〇〇〇さんへの所有権移転です。 3 月の農地部会で事前協議させていただいた案件です。資料 20 頁から町内位置図、現地確認写真等つけておりますので、ご確認お願いいたします。また、資料 36 頁から農地の売買および賃借権等を受ける者の農業経営状況等の資料をつけておりますので、ご確認お願いいたします。以上です。
	議 長	議案第 2 号 申請番号 1 番から 3 番まで説明が終わりました。農地部会からのご意見をお願いします。 (3 番 木山農業委員挙手) 3 番 木山農業委員。
	木山農業委員	3 月農地部会にて事前協議を行いました。農地の売買について問題ないと思います。以上です。
	議 長	申請番号 1 番から 3 番まで、ご質問ご意見がございますか。 (9 番 福田職務代理挙手) 9 番 福田職務代理。
	福田職務代理	申請番号 1 番から 3 番まで売買による所有権移転となっておりますが、売買額について教えていただけますか。
	高橋事務局長	売買額については、申請番号 1、全体◇◇◇万円。申請番号 2、全体◇◇◇万円。申請番号 3 については果樹園となっております、ある程度の収益があるということもあり、全体で◇◇◇万円と伺っております。
議 長	その他、ご質問、ご意見がございますか。無いようですので、採決に移ります。申請番号順に採決を行います。申請番号 1 について賛成の方の挙手を求めます。	

	(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、申請番号 1 は承認された。
議 長	申請番号 2 について賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、申請番号 2 は承認された。
議 長	申請番号 3 について賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、申請番号は承認された。
議 長	申請番号 4 について丸山農地利用最適化推進委員より、ご意見があるようです。丸山農地利用最適化推進員お願いします。
丸山推進委員	<p>議事の変更について勝手に言って申し訳ありません。先にお願いをさせていただきます。17 頁の資料にいつ申請が行われたのか分かるように記載をお願いしたいと思います。</p> <p>申請番号 4 番、△△県の〇〇〇さんが、△△市の〇〇〇さんに譲渡したいという内容だと思います。資料 19 頁に土地の所在地がありますが、2 筆のうち 1 筆は 13 m<sup>2</sup>の小さな水田ようですが、現況としてあるのかどうかお聞きしたい。また、農地法 3 条の許可は農地であるということと、譲受人が農業者であるということが許可の条件になっていると思います。また、35 頁の現地確認写真がありますが、いつ撮影した写真なのかと思います。いつ申請されて、現地確認をされたのかと。34 頁の左上の写真に稲が植えてあるように見えます。今はまだ田植えも行われていないと思うので、去年の 5 月から 6 月ごろ、もしくはその前に撮影された写真ではないかと思います。この写真を見る限り、現況が水田とは言いにくいのではないかと。農地部会が 2 回開かれているようですが何かあったのか。また、譲受人が農業者であるかどうか 39 頁に農業経営の状況等をつけてもらっていますが、〇〇さんについては農地を持っておられない非農家ということだと思います。2 の (3) に農作業に従事する者の数等の状況がありますが、年間農作業従事日数が〇〇日としてありますが、農地法第 3 条の年間農作業従事日数は 150 日だったと思います。(5) に地域での他の農業者との適切な役割分担についてのところに例外となりうる一文がありますが、そういった状況の人が譲受人の条件を満たしているかどうか。</p> <p>農地法 3 条でこういった案件があった場合、無理やり 3 条で許可をする必要があるのかと思います。長くなって申し訳ないですが、私の意見を踏まえて事務局から説明をお願いしたいと思います。</p>
議 長	丸山農地利用最適化推進委員ありがとうございました。丸山委員の意見を踏まえて事務局説明をお願いします。
高橋事務局長	<p>議案第 2 号 申請番号 4 番について (資料 19 頁から説明)</p> <p>△△県の〇〇〇さんから△△市の〇〇〇さんへの売買による所有権移転です。</p> <p>これまでの申請の経過ですが、備考欄にも記載しておりますが、2 回目の農地部会を 3 月に行っております。1 回目は去年の 7 月に農地部会を行った案件です。その後、8 月総会において上程させていただいた案件です。8 月総会において内容が不十分ということで保留にさせていただいております。</p>

	<p>した。現地確認写真については昨年 6 月ごろのものです。農地の状況についてはこれまで△△の農事組合法人口口口がそばの作付けを行っておられました。従いまして、夏に播種、秋に収穫の流れだと思えます。本来ですと、草刈、耕運等しっかり管理していただくべきではありますが、写真を撮った時点ではこのような状況ということでご理解をいただきたいと思えます。</p> <p>また、それぞれの筆について 33 頁に航空写真をつけております。対象農地は未整備田であります。一面を農地として農事組合法人口口口がそばの作付けをされておられると確認しております。申請地の×××番地 13 ㎡についてもそばの作付けの一部として把握しております。</p> <p>昨年保留にした具体的な理由として、土地所有者の〇〇〇さんと農事組合法人口口口の間で賃貸借契約を結んでおられました。その期間が 3 月末をもって終了し、所有者のもとに農地が帰ったことにより、再度上程させていただきます。</p> <p>譲受人の〇〇〇さんは農地を所有しておらず、継続的に管理できるか確認をさせていただきました。お住まいも△△市ということですし、年齢も〇〇歳とご高齢であります。農地の管理に伴う営農計画の提出もお願いし、そばの作付けを引き続き継続し管理を行うということで伺っております。農作業従事日数については概ね 100 日程度ということですので。機械等はお持ちではないので、機械作業については地域の大規模経営体をお願いすることです。事務局としても引き続き、農地管理を継続していただきたいとお話しさせていただいております。申請者からしつかった営農計画を提出されておられますので事務局がだめですということは申し上げることはできませんので、事務局としては認めたという判断をしております。</p> <p>昨年農地の下限面積要件が廃止になり、農業機械を持っておられない方、農業経験のない方でも農地の取得が可能になっており、農業委員会としても柔軟な対応が求められるようになっております。以上です。</p>
議 長	<p>申請番号 4 について説明が終わりました。説明を踏まえて、丸山推進委員、ご質問、ご意見がございましたか。</p>
丸山推進委員	<p>下限面積 5 反要件が廃止になり、農地取得の条件が緩和されていることは理解しております。今後同じような案件があった場合、農地法 3 条で申請があったものについてはすべて許可になるんだなあという印象です。この申請について反対するというものではありません。日南町農業委員会がそういった方針ということであれば、これまで、許可が下りなかった案件についても申請があれば許可が下りることになると思っております。</p>
高橋事務局長	<p>ご意見ありがとうございます。先ほどの説明の中で不足しているところがありますので、説明をさせていただきます。農地法 3 条の要件については下限面積 5 反要件が廃止になったこと以外の要件については変更がありません。従いまして、3 条の案件については農地の管理、耕作等については</p>

		引き続き審議していかなければならないと思っております。これまでも、地元委員の皆さんも集まっていたいただき、農地部会にて事前協議をさせていただいております。その中で審議させていただき、総会に上程しておりますので、その流れは今後も同じだと考えております。先ほど、農地法 3 条は通りやすいという内容の発言があったかと思いますが、引き続き、委員の皆様で協議し、総会に上程すべきかどうか審議していただきたいと思っております。今回の案件については 3 月農地部会において審議いただいた結果、承認をいただいておりますので、今月総会に上程させていただきます。よろしくお願いいたします。
	議 長	申請番号 4 について農地部会からのご意見をいただきたいと思えます。 (3 番 木山農業委員挙手) 3 番 木山農業委員。
	木山農業委員	先ほど事務局から説明をしましたが、農地部会がなぜ 2 回開かれたかということですが、当時は小作権がついているのに売買はできないということとを本人に説明をしております。耕作者も期間の延長はしないということでした。内容については事務局からの説明の通りです。譲受人の方は委託作業であっても農地の管理をしていきたいという意思をお持ちですので、今月の総会に上程しております。以上です。
	議 長	申請番号 4 についてご質問、ご意見がございますか。 (9 番 福田職務代理挙手) 9 番 福田職務代理。
	福田職務代理	申請番号 4 についても売買の所有権移転ということですが、売買額を教えてくださいいただけますか。
	高橋事務局長	申請番号 4 の売買額については全体◇◇◇万円と伺っております。以上です。
	議 長	その他、申請番号 4 についてご質問、ご意見がございますか。 (6 番 塩見農業委員挙手) 6 番 塩見農業委員。
	塩見農業委員	申請番号 4 について農地部会からの説明がありましたが、人に頼んでも農地を守っていきたいという意思を伺ったということでしたが、どちらの意思でしょうか。
	木山農業委員	購入される方の意思です。すでに農地所有者は県外に出ておられるので、所有する土地を処分したい意向もあるようです。
	議 長	申請番号 4 についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 2 号 申請番号 4 について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 2 号 申請番号 4 は承認された。
議案第 3 号	議 長	議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。
	高橋事務局長	議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答につい

		<p>て</p> <p>(資料 41 頁から説明)</p> <p>(資料 42 頁 利用集積等促進計画案総括表について説明)</p> <p>機構を通じた新規の契約が 3 件、機構を通じた再設定の契約が 1 件、面積合計が 8,547 m<sup>2</sup>。</p> <p>(資料 43 頁 機構への利用集積および配分集計表について説明)</p> <p>(資料 44 頁から 45 頁 詳細を説明)</p> <p>(資料 46 頁から農地を受ける方の農業経営状況の資料について説明)</p>
	議 長	<p>その他、議案第 3 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようでするので議案第 3 号について妥当と認める方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。</p>
協議第 1 号	議 長	<p>続いて協議事項に移ります。協議第 1 号 事務局お願いします。</p>
	高橋事務局長	<p>協議第 1 号 資料には記載しておりませんが、本日配布資料の令和 6 年度最適化活動の目標の設定等についてご覧いただきたいと思ひます。</p> <p>農業委員会の状況について令和 6 年 4 月 1 日現在の数字を記載しており、農林業センサス、統計調査に基づく資料の中で現在の確定値を用いており、直近の数字となっていない部分もありますが、ご理解をお願いいたします。</p> <p>(資料 別紙について説明)</p> <p>1 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積 (2) 遊休農地の解消 (3) 新規参入の促進</p> <p>2 最適化活動の活動目標 (1) 活動を行う日数目標 (2) 活動強化月間 (3) 新規参入相談会等</p>
	議 長	<p>協議第 1 号についてご質問、ご意見がございますか。私から事務局にお願いしたいことがあります。</p> <p>管内の農地面積が現在 1440ha となっておりますが、遊休農地の非農地化を行うと集積率も上がると思ひます。もう少し非農地化を進めていく必要があると思ひます。山の中にあるような農地の非農地化の検討をお願いしたいと思ひます。</p> <p>(3 番 木山農業委員挙手) 3 番 木山農業委員。</p>
	木山農業委員	<p>最適化活動の成果目標 (2) 遊休農地の解消の緑区分の遊休農地の解消目標面積が 2ha となっておりますが、本当に現実味があるのかどうか懸念するところではあります。法人で請け負って耕作しているところも契約期間が満了になっています。その農地を所有者に返してしまうと管理されず、遊休農地になる可能性もあると思ひます。農業委員会、日南町として具体的にどうやって解消していくのか。</p>
	高橋事務局長	<p>遊休農地の具体的な解消方法ですが、この数字の根拠は中期的な解消の目標値です。具体的な対策ですが、すぐにご説明できないのが現状です。先日 3 月定例議会の予算説明の中でも、農業委員会の補助事業は令和 5 年度をもって廃止の予算上程をさせていただいております。議会からの意見の中で新たな取り組みを望むという意見書をいただいております。いろいろ</p>

	<p>ろな意見を踏まえながら遊休農地の解消の支援が行えるか検討してまいりたいと思います。土地の条件が悪ければ管理がしやすい小規模な基盤整備などの補助、ある程度管理がしやすい改良等についても支援が行えるか検討しているところです。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。  (木山農業委員意見なし。)  (丸山農地利用最適化推進委員挙手) 丸山農地利用最適化推進委員。</p>
丸山推進委員	<p>3月総会において、大きなミスをしたのではないかと思います。ちょっとお時間をいただいて、皆さんで考えていただきたいと思います。</p> <p>農地法第3条の許可については申請者にとっても不利益になりかねない、判断をしてしまう場合もあります。</p> <p>先月の総会で〇〇〇さんが譲渡したいという案件がありました。全部で11筆ありますが、許可してはいけない案件が含まれていたのではないかと考えます。3条許可の要件の中に「農地である」という要件があります。現状の写真と面積が違うじゃないかという意見があったかと思います。その農地は現状山林だったかと思います。農業委員会は現況主義だということは共通の認識であると思っています。山林は3条許可の対象ではないと思います。現況地目は畑となっていますが、畑になっているのではなく、事務局が畑にしたのではないのでしょうか。議案書は公文書です。その公文書の偽造、捏造といわれる可能性もあります。この案件に我々も気づかなかったということはありません。事務局がそういったことをするはずがないという信用をしている。ただ、この案件は3条許可でない案件だと思っています。自分も総会が終わった後に気付いたのですが、ぜひ、皆さんの意見をお聞きしたいです。</p>
議長	<p>(4番 嶋川農業委員挙手) 4番 嶋川農業委員。</p>
嶋川農業委員	<p>自分もその農地の立会をしております。共有の土地というところで全員が相続するということは無理だと思います。ここではお父さんが息子に贈与したいという相談ですべての農地を洗い出し、手続きを行っておられると思います。共有の農地が現況とあっていない、農地でなければいけないという判断はしておりませんでした。ただ、相続もしくは贈与をしていく段階において共有地の名義が変わっても現況が変わることはないと思います。非農地についても全員の申請がないとできないと思います。こういった土地は農業委員会に上げるべきでないという結論に達していくわけだと思います。全国的にもそのあたりを解決していく事例があると思いますので、同じような案件がある場合の解決方法の資料収集をしていかれたほうがいいのではないかと。町内でもこういった土地は多数あると思います。包括的に取り組んでいく必要があると思います。3月総会で可決した案件については、改めて採択することができるのであればそういったことも必要だと思いますが、先には進まないと思いますので、農業委員会として解決策を提示して申請者、地権者等に案内をしていくということも考えていく</p>

	<p>必要があると思います。結論には達しませんが、私の意見として可否については避けるべきではと考えます。</p>
丸山推進委員	<p>嶋川農業委員の言われることもわかります。農業委員会で判断するときにはあくまでも規則、法令に法り判断をするべきだと思います。</p> <p>なぜ、この案件について1筆だけ否決することができなかつたのかという部分もあります。申請のあった案件すべて可決するという考えがみんなの中にあるのでは。最中の申請者に許可書が発行されているのなら、完結していると思います。まだ、許可書が発行されていないのであれば、もう一度農業委員会で諮ったうえで正式な文書を発行するという事もできるのではと思います。</p>
高橋事務局長	<p>丸山農地利用最適化推進委員からご意見いただきました件について、まず、初めに地目の件ですが、農業委員会の農地台帳で把握している地目を載せております。ご理解をいただきたいと思います。前回総会資料の中の現地確認写真で杉が植林してあります。農業委員会でやっている農地パトロールや、非農地通知がしっかりできていないという現れなのかと考えるところです。今後、非農地についての取り扱いをしっかり行いたいと思います。日南町の耕地面積や地域計画にもかかわってくると思っておりますので、今年度、一定の範囲での線引き、仕分けができればと考えております。</p> <p>この案件についてはすでに申請者に許可書を発行しております。すでに手続等行っていると伺っております。現状としては差し戻し、却下ということにはならないということをご理解いただきたいと思います。</p> <p>今後このような案件があった場合に、どのように対応していくべきか農業委員の皆さんと一緒に考えながら事務を進めていきたいと思っています。</p>
議長	<p>この案件は2月農地部会で事前協議を行っており、地元委員の皆さんにも参加していただいております。事務局が故意に現況地目を変更しているというご意見もありましたが、そうではないと思います。家族間の贈与ということで、難しい案件でないという認識が皆さんの中にもあったと思います。現地写真も皆さんで確認しておりますが、なんとも思わなかつたという問題点もあります。現在申請者には許可書が発行されているということです。今後は同じような案件があった場合は、我々が考えるべき問題点として協議していかなければならないと思います。よろしくお願いします。</p> <p>その他、ご意見がありますか。</p> <p>(3番 木山農業委員挙手) 3番木山農業委員。</p>
木山農業委員	<p>農地部会の中の話を読すればいいのかと思っておりますが、それぞれ地区ごとに現地確認に行かれています。地図と現地でのこの辺りではないかということで、確認をしております。今後は地主立会で現地確認をお願いしたいです。遠方の不在地主については難しいところもありますが、基本的には地主立会で現地確認をお願いしたいと思っています。</p>

議 長	<p>今後の課題といたします。</p> <p>その他、皆さんから協議事項がありますか。無いようですので、私から提案したい案件があります。</p> <p>今年度、地域計画策定年度となります。議案 43 頁の利用集積等促進計画案で集計表が示してありますが、これをもとに地域計画の策定をしなければいけません。推進委員の皆さんを中心にタブレットに農地の色付けをして、中山間制度の対象農地も色分けをして加えていくとかなりの数字が地域計画の目標地図に落とし込むことができると思います。この作業を農地パトロールの時期までをお願いしたいと思います。</p> <p>(9 番 福田職務代理挙手) 9 番 福田職務代理。</p>
福田職務代理	<p>今、中山間の集落協定の代表者をしておりますが、農林課から昨年度の実績報告の提出をお願いされております。同じタイミングで 4 月 30 日までに中山間で 10 年後の集落戦略について見直しの話し合いについての意向確認等しております。第 6 期対策の 5 年間の範囲が見えてくると思います。</p>
嶋川農瘍委員	<p>家庭菜園のような農地はどこまでこの計画に入れるのか、その家の人で作らなくなってしまうたら、誰も作らないと思います。今の中山間や多面的の制度では団地化の中の土地は集落で守っていくということで取り組んでいます。個人で管理しているところまで地域計画に入れるのかどうか。</p>
議 長	<p>令和 6 年度時点では嶋川農業委員さんが言われる範囲の地域計画に入れるという考えではありません。担い手育成機構を通じて集積したところ、中山間の範囲を色付けすると、日南町の農地の 7 割から 8 割くらいが地域計画の範囲として上がってくると思います。</p>
高橋事務局長	<p>地域計画の対象農地の目安として国事業にかかわるものについてはすべて地域計画の範囲になっていなければならないという条件になっております。従いまして、現在取り組んでいる、中山間直接支払制度、多面的機能支払制度の交付金はこの地域計画に挙げておらなければ国の補助事業の対象にならないようになります。</p> <p>今後の取り組みにつきまして、令和 5 年度は目標としていました、活動が十分にできていませんでした。令和 6 年度が、最終年となりますので、各地域の地域計画を定め、公表しなければなりません。将来的に農地を守っていくことができるか、現在集積している担い手の方への聞き取りを行い、その後各地域の要望も踏まえマッチングしていく作業になると思います。</p> <p>現在管理が行われている農地が地域計画で守られるかということを考えますと、人の年齢も上がっていったり、減っていったりする中で、現在農地の管理ができていた中で、今後も維持していくことが難しいということは皆さまもご承知の通りだと思います。であれば、今後どのように管理、農地維持ができるかしっかりと話し合う必要があります。農業委員、推進委員の皆様にも一緒に地域を回っていただき、地域計画の策定を進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。</p>

	議 長	ただ今の件につきまして、皆様のご意見がありますでしょうか。 (1番 足立農業委員挙手) 1番 足立農業委員。
	足立農業委員	話が少しずれるのかもしれませんが、私たちの地域でも地域計画について話し合いを行いました。集落協定の範囲を確保していこうという話にはなりましたが、猪被害がひどくて新たに柵の設置をしたいという意見がありました。費用対効果等で個人負担が増えるということでした。そうなったときに今まで頑張っていた担い手ができなくなるという懸念があります。計画として策定はできるかもしれませんが、そういった対策も考えていかないといけないのではないかと感じました。
	議 長	ありがとうございます。農業委員会として地域計画策定をしないといけないというところがあります。地元、行政機関との連携を取りながら進めていきたいと思えます。よろしくお願ひします。 その他、協議事項がありますでしょうか。無いようですので次に移ります。
そ の 他	議 長	その他事務局お願ひします。
	高橋事務局長	次回総会は、令和6年5月10日(金)午前9時から開会予定です。臨時議会が予定されており、会場は2階第2会議室を予定しております。よろしくお願ひします。 本日配布資料に農林課、農業委員会の事務分掌表をお配りしております。令和6年度の人事異動の関係で大幅に職員の異動が在りました。令和6年度の体制についてご確認お願ひいたします。 続いて、今後の予定ですが、相続登記のセミナー相談会を開催予定です。各地域振興センターを会場に行います。このセミナーについて農業委員の皆さんが必ず出席しないといけないということはありません。ご関心がありましたら、ご参加いただけたらと思ひます。 続いて、農業委員会視察研修についてです。今年度は皆さま3年目ということで最終年となります。これまでの研修を見直し、行政視察でしっかりとした研修を行いたいと考え、業者に依頼し、工程表を作成しております。日時は6月12日、13日で四国方面を予定しております。農地管理公社における遊休農地の解消を進めておられる団体の視察、農産物直売所で成果を挙げておられる活動の取り組みの視察を計画しております。農繁期の忙しい時期ではありますが、ご予定をお願ひいたします。 最後に、農業委員の積立金の精算についてです。4月末をもって単年度精算とさせていただきます。個人の引き去りの内訳をお示ししております。ご確認をお願ひいたします。以上です。
	議 長	皆さんからその他ありますでしょうか。一つ聞きたいがよろしいでしょうか。 6月の研修会について農業委員会の研修会ですので、ぜひ出席をお願ひします。 4月末で積立金の精算を行うということですが、6月研修会の費用が5月

		の積立金だけでは足りないのではないか。
	高橋事務局長	バスの借り上げについては行政視察ということで、役場の公費で支出させていただく予定ですので、宿泊、食事の費用負担と考えており、5月6月の積立から引き去りができるのではないかと想定しております。令和5年度の積立金は残さず精算したいと思っております。
閉会	議長	皆さんからその他ありますでしょうか。無いようですので、以上を持ちまして令和6年度第1回 日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和6年 月 日

日南町農業委員会 会長

日南町農業委員会 委員

日南町農業委員会 委員